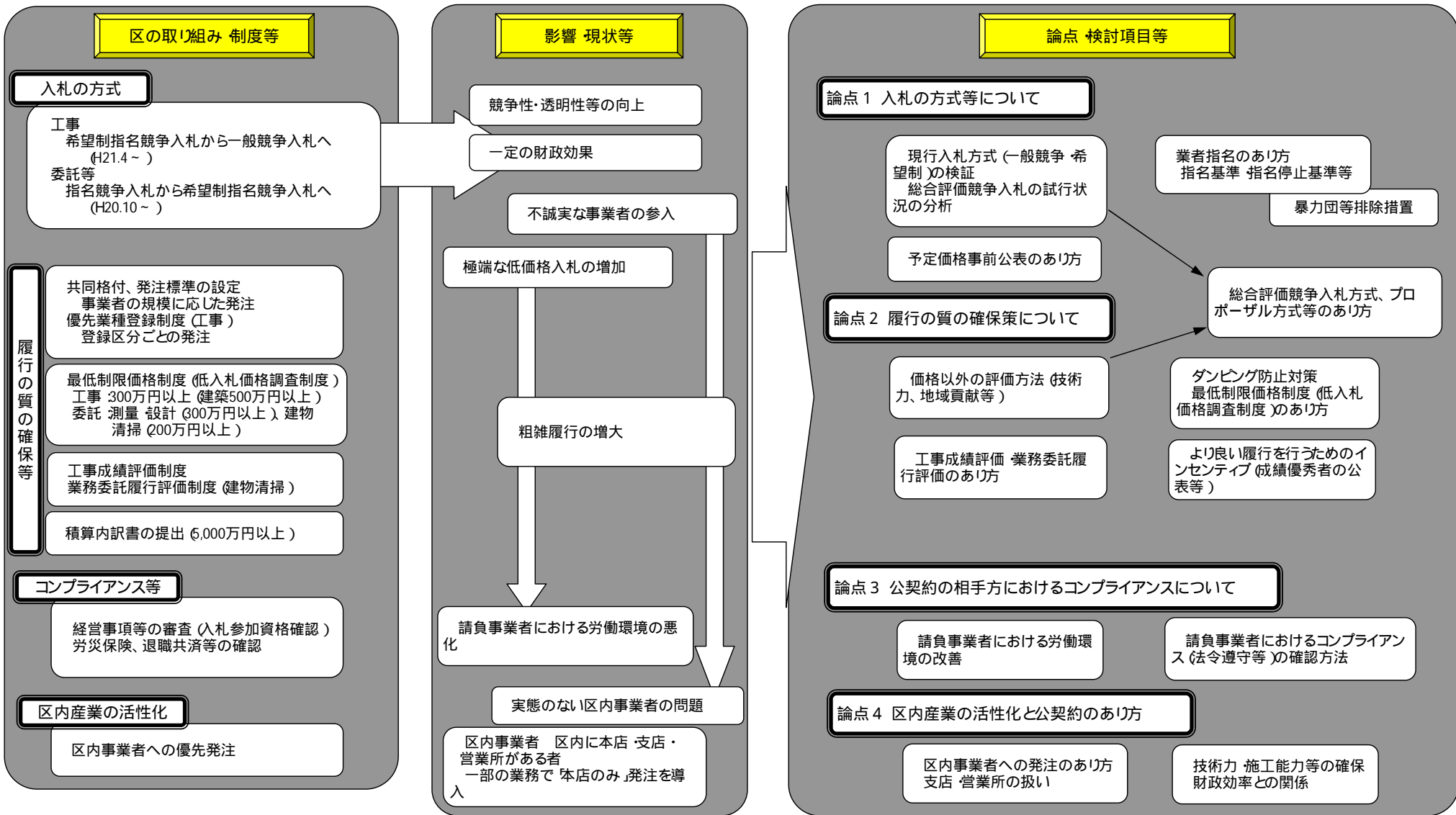


世田谷区公契約のあり方検討 ~ 論点等の整理 ~



< 国の要請 >
 地域維持型契約方式の活用
 ダンピング対策の強化
 総合評価落札方式における手続きの合理化及び透明性の確保
 予定価格等の事前公表の見直し など

公契約改革をめぐる動き等

公契約 (公正労働基準) 改革運動の歴史的背景

19世紀末の資本主義初期に労働者が困窮する中で、政府の契約がそれらの困窮を生み出してはならないという決議が、イギリスの国会や自治体で採択されたのが始まり

国外の動向

イギリス

イギリスでは、1891年以降三度公正賃金に係る決議が国会で採択されている。

公正賃金決議 (1891年、1909年、1946年下院 (庶民院) 決議)

- 1891年決議 低賃金かつ劣悪な労働環境に置かれた、いわゆる苦汗労働者の待遇を改善するために、政府と請負事業者との契約に、当該事業に従事する労働者に当該地域における世間並みの賃金を支払う旨の条項を盛り込むことが謳われた。
- その後の2回の決議で、当該地域における労使間の交渉により決定された又は標準慣行による賃率、労働時間その他の労働条件より劣らないものを提供しなければならないとされ、また、下請負者にも公正賃金を遵守させるよう請負者に課されるようになった。

なお、この決議自体は法的拘束力を持たないが、この決議に基づき法令が整備されている。

また、この決議は、政府との契約に適用されるものであるが、地方自治体においても、概ねこの決議に則った対応が実施されるようになった。そして、契約だけでなく、出資、貸付、補助金支給等に係る法令においても、当決議に盛り込まれた原則が具体化されるなど、その適用される範囲が拡大されてきた。

近年の状況

1983年にいわゆる英国病からの脱却を目指すサッチャー政権が、一連の改革の中で、同決議に基づく法令を廃止し、市場化テストを導入して、公共部門の民营化を推進した。

その後、ブレア政権が、2003年に「地方自治体によってアウトソーシングされた公共サービスの供給事業者は、そこに従事する民間労働者に対して、当該自治体から移籍された職員 (公務員) に比して劣らない賃金や労働条件を保障する」法律を制定している。

アメリカ

イギリスと同時期に、州レベルで、公共工事労働者に公正労働基準を適用する旨を定めた法令が制定されるようになり、その動きが、連邦法の制定につながっていった。

- 1891年 カンザス州で公契約を規制する州法が制定された。
同州及び同州内の地方自治体が発注し、補助する公共工事の請負人に、当該工事に従事する労働者に対し、当該地域における現行相場賃金を支払うことを義務付けた。
- その後同様の州法が各州で制定される。

デイヴィス ベーコン法 1931 年公布 (建設工事に係る公契約)

- 大恐慌の最中に制定。公共工事に従事する労働者の「底辺への競争(賃金ダンピング)」からの脱却を目指す。
- 連邦政府及びコロンビア特別区の発注する又は補助のある2,000 ドル以上の工事を請け負った場合に、事業者及び下請事業者は当該工事に従事する労働者に、少なくとも当該地域の相場の又は労使間で決定された協約に規定された賃金、労働時間その他の労働条件を確保する旨の条項を当該請負契約に盛り込まなければならない。

なお、過去、ニューディールの実施された時期やハリケーン・アンドリュー(1992年)、ハリケーン・カトリーナ(2005年)による大規模災害の復興期に、大統領令で一時的に施行停止されている。

ウォルシュヒーリー公共契約法 1936 年公布 (物品に係る公契約)

- 大恐慌後のニューディール実施時期に制定。
- 連邦政府及びコロンビア特別区の発注する10,000 ドル以上の物品の製造又は提供を請け負った事業者に対し、当該業務に従事する労働者に、労働長官の定める相場賃金相当の最低賃金、労働時間その他の労働条件を確保しなければならない。

公正労働基準法 1938 年公布 (一般法)

マクナマラ オハラ役務契約法 1965 年公布 (役務の提供に関する公契約)

- 連邦政府及びコロンビア特別区の発注する2,500 ドル以上の役務(運転、警備、清掃、データ入力等(専門職や管理職は除く))を請け負った場合に、事業者及び下請事業者は従事する労働者に、少なくとも当該地域の相場の又は労使間で決定された協約に規定された賃金その他の労働条件を確保する旨の条項を当該委託契約に盛り込まなければならない。

リビング・ウェイジ運動

- 地方自治体との契約企業や補助や税の減免措置を受けている企業に対し、条例で定める賃金(連邦最低賃金を上回る生活賃金)以上の賃金を支払う義務付ける。
- 1994年ボルチモア市で条例化。その後140の自治体で条例が制定される。

近年の状況

アメリカでは伝統的に自由競争に価値を置く傾向が社会的に強くもあり、過去何度か共和党から上記の法の廃止又は施行停止が議会で提案され、デイヴィス ベーコン法については、何度か施行停止となっている。

また、リビング・ウェイジ運動により、公契約条例を制定する自治体が増えてきつつあるが、一方で、各州における最低賃金を大きく上回る賃金を規定することは労組市場を歪めるとの根強い批判があり、アリゾナ、コロラド、ユタ、ミズーリ、ルイジアナ、オレゴンの各州ではこの種の条例の制定を禁止している。

公契約における労働条項に関する条約 (ILO94 号条約)

第二次大戦後の経済再建期に、公正賃金条項はもとより労働時間や労働安全衛生も含む公契約における公正労働慣行の必要性が叫ばれ、1949年に採択された。

- 公の機関と請負事業者との契約に、当該業務に従事する労働者に、少なくとも、当該地域における産業別労働協約に規定された又は相場の賃金、労働時間その他の労働条件を確保する旨を盛り込むことを義務付けた。
- 賃金等労働条件の労働者への周知や罰則、労働者の救済措置等履行確保措置についても定める。
- 条約に基づく勧告において、公の機関との契約だけでなく、補助金を交付され、又は、公益事業を行うことを許可された場合においても、公契約における労働条項の規定と実質的に同様な規定が適用されなければならない旨を規定する。

94 号条約の批准の状況と今後の見込み

- 加盟 183 ヶ国中 60 ヶ国批准 日本は未批准
- OECD 加盟 34 ヶ国中 11 ヶ国批准 批准国 オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、イスラエル、イタリア、オランダ、ルウエイ、スペイン、スイス
- OECD 未加盟の地域大国 (ロシア、中国、インド、インドネシア、ブラジル)は何れも未批准

近年の状況 (ILO 駐日事務所「メールマガジン・ピック解説」2008 年より)

イギリスは、1950年に批准したが、雇用条件は一般原則として国家の介入なしに当事者間の自主交渉で決定されるのが最善として、批准後の経済状況や労使関係の変化に鑑み、1982年に批准を破棄(国内公正賃金決議に基づく法令も1983年に廃止)。

また、公契約で遂行される業務も対象とする国内労働法の一般的な適用だけで条約が実施されていると誤解している国も多く、完全な実施が確保されているのは批准 60 ヶ国中 4分の1程度とされている。

未批准国の動き

近い将来における批准の意思を明示している国はない。(ILO 条約勧告適用専門家委員会総合報告書)

- カナダ いくつかの管轄区の間連法が建設業に限定されていることや公正労働条項の挿入及び比較有利な労働条件の賃率が公契約の発注にどう影響するか明確でないことを理由に批准していない。
- 日本 公契約履行の為の業務であるか否かを問わず、民間部門の賃金その他の労働条件は関係当事者である労使間で自立的に合意されているものであり従って、労働基準法違反の場合を除き、政府が介入するのは不相当であるとして批准の意思が無いことを明らかにしている。(2006年3月23日衆議院本会議小泉首相答弁)

一方、連合や全労連などの労働者団体側は、国や地方公共団体における民間への業務委託の増大がますます多くの職業や産業に影響を及ぼしていることや建設工事における一人親方などの構造的な理由を挙げて批准を求めている。

また、未批准国では、アメリカ、西ドイツ等の一部の先進国を除き、公契約における公正労働条項挿入についての法令は制定されていない。

これは、契約当事者が誰であろうと、全ての雇用契約に同じ労働法規が適用されるとの考えに基づいていると考えられる。未批准国では、公契約において公正労働条項を挿入するという考え方はあまり広く受け入れられておらず、公契約は十分に一般労働法規適用対象の枠内にあり、公共調達に関する法規は労働事項の規制を目的としていないとの考え方が一般的となっている。

2008年97回ILO総会労働基準適用委員会における討論

使用者側は、94号条約は使用者自らが当事者となることを選ばなかった労働協約の条件を課せようとするものであり、団体交渉の自主性に反する上に、健全な公共調達政策に干渉し、調達される商品及びサービスの質を損う可能性があるとして、その促進及び改正の取組みに反対の意を表した。

一方、労働者側と政府側は圧倒的に多くが条約の意義は失われていないとの見解を示した。

議論に参加した条約勧告適用専門家委員会委員長は、94号条約は競争は不健全との前提に立っているものではないとして、政府契約のもとで雇用される労働者が少なくとも地元の最善の慣行に等しい賃金をもらい、等しい労働条件を享受すべきとの94号条約の中核的な原則は決して時代遅れではないと力説した。

公契約における労働条項に関する条約 (ILO94号条約) 抄訳

(定義)

1条 この条約は、次の条件を充たす契約に適用する。

(a) 契約の当事者の少なくとも一方は公の機関であること。

(b) 契約の履行は、(i)公の機関による資金の支出及び(ii)契約の他方当事者による労働者の使用を伴うこと。

(c) 契約は、(i)土木工事の建設、変更、修理若しくは解体、(ii) 材料、補給品若しくは装置の制作、組み立て、取り扱い若しくは発送又は (iii) 労務の遂行若しくは提供に対するものであること。

(有利な賃金、労働時間その他の労働条件の確保)

2条 この条約の適用を受ける契約は、当該労働が行われる地域において同じ職種の労働に対し使用者団体及び労働者団体の代表者間で締結された労働協約等により規定されている賃金(手当を含む。)、労働時間その他の労働条件に劣らない有利な条件を関係労働者に確保する条項を包含しなければならない。

3 当該労働が行われる地域において、労働協約等により労働条件が規制されていない場合には、契約中に挿入される条項には、契約者が従事する業務において一般事情が類似している使用者により遵守される一般水準に劣らない有利な賃金(手当を含む。)、労働時間その他の労働条件を関係労働者に確保する旨を規定しなければならない。

4 権限のある機関は、広告による明細書その他により、契約申込者に当該条項の条件を知悉させることを確保するため適当の措置を講じなければならない。

(労働条件の掲示、記録等)

4条 この条約の規定を実施する法令、規則その他の手段においては、次に掲げる措置を講じ、また、規定を設けなければならない。

- (a) (i)全ての関係者に知らしめ、(ii)その遵守につき責任ある者を定め、かつ、(iii)労働者にその労働条件を知らせるため関係ある設備及び作業場において見やすい箇所に掲示させる規定を設けなければならない。
- (b) (i)関係労働者が労働する時間及びこれに支払われる賃金に関する適当な記録の保存について規定し、かつ、(ii)有効な実施を確保するに十分な監督制度の維持について規定しなければならない。但し、有効な実施を確保するためにその他の措置が実施されている場合はその限りでない。

(制裁及び救済措置)

5条 公契約における労働条項の規定の遵守及び適用を行わない場合は、契約の中止その他の方法による適当な制裁を適用しなければならない。

2 関係労働者をしてその正当な賃金を得られるようにするため、契約金額の支払の中止その他の方法により適当な措置を講じなければならない。

公契約における労働条項に関する勧告 (LO84号)抄訳

(補助金を交付された、又は、公益事業を行う使用者への適用)

ILO 総会は、各加盟国が、国内事情の許す限り速やかに次の規定を適用すべきこと及び理事会の要求するところに従い次の規定を実施するために執る措置につきILO事務局に報告すべきことを勧告する。

- 1 民間使用者が補助金を交付され、又は、公益事業を行うことを許可された場合において、公契約における労働条項の規定と実質的に同様な規定が適用されなければならない。
- 2 公契約における労働条項は、次の事項を規定しなければならない。
 - (a) 関係ある各種労働者に支払われるべき通常の賃金率及び超過賃金率(手当を含む。)
 - (b) 次に掲げる事項を含む労働時間の制限に関する方法
 - (i) 通常の賃金率が支払われるべき日、週その他の特定期間において労働が行われるべき時間数
 - (ii) 継続作業において連続交替で労働する者により労働の行われるべき平均時間数
 - (c) 休日及び疾病休暇規定

公契約条例等に関する他自治体の状況

先行自治体の事例

自治体最低賃金の導入

公契約条例 要綱の制定

公契約に係る業務に従事する労働者等に自治体独自の最低賃金を適用することを受注者に義務付け、その履行のための具体的な措置を直接定める又は当該公契約に自治体独自最低賃金を上回る賃金等の労働条件を盛り込むことを規定する条例又は要綱。

- 野田市

野田市公契約条例 平成21年制定・施行
全国で最初の公契約条例

- 川崎市

川崎市契約条例 昭和41年制定・平成22年改正（改正部分 平成23年施行）
政令市で始めて、公契約における自治体最低賃金の適用を規定する。

処分か契約か

野田市は直接効力が発生する処分として条例に規定するのに対し、川崎市は、行政契約に盛り込むべき約款を条例で規定している。

従って、川崎市では、名宛人は全て受注者である。下請負者や派遣業者が自治体最低賃金を支払っていない場合は、受注者に支払い義務が課されている。また、報告や立入検査については、受注者を対象とし、その結果必要があると認められる場合に、下請負者や派遣業者に対し、報告や立入検査につき協力を求めることができる。

一方、野田市では、下請負者や派遣業者が自治体最低賃金を支払っていないときは、受注者は下請負者等と連帯して支払う義務を負っている。また、市は、下請業者等に対しても立入検査等を実施できる。

- 尼崎市

尼崎市における公共事業及び公契約の契約制度のあり方に関する基本条例（案）（基本条例）
尼崎市における公契約の契約制度のあり方に関する条例（案）（公契約条例）
尼崎市における公共事業の契約制度のあり方に関する条例（案）（公共工事条例）

公契約においてその向上を目指すべき社会的価値として、基本条例において、適正な賃金及び労働条件、環境保全、人権擁護、地域経済の活性化、男女雇用機会均等を規定する。以上の理念の実現のために総合評価競争入札方式の積極的活用を謳うとともに、公契約条例では、業務委託及び指定管理における自治体最低賃金を規定している（処分方式）。

- 前橋市
前橋市公契約条例 (案)
契約金額が一定額未満の随意契約を除く全ての契約及び指定管理協定を対象として自治体最低賃金を規定している (処分方式)。
- 新宿区
新宿区契約事務規則 平成 22年改正 45 条の 2 (労働環境の確認) 追加
新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱 平成 22年制定・施行

理念条例の制定

自治体最低賃金に関する具体規定は設けず、理念の中で、総合評価競争入札方式の積極的活用を謳うとともに、評価項目として賃金等適切な労働条件の確保を規定する。

- 江戸川区
江戸川区公共調達基本条例 平成 22年制定 施行
平成 23年以降、建築後 50年を超える小・中学校 71校が順次建て替え時期を迎え、今後 20年以上の長期に亘り小・中学校改築のための建設工事が行われるのを受けて、公共調達システム検討会を設置し、入札 契約制度についての検討を行った。その結果を踏まえ、公共調達に係る条例を制定。
- 山形県
山形県公共調達基本条例 平成 20年制定 平成 22年改正 (改正部分 平成 22年施行)
- 高知市
高知市公共調達基本条例 (案)

総合評価一般競争入札方式における評価項目に設定

労働者の賃金を評価項目として設定し、一定の額以上の場合に加点する。

- 日野市
建設工事における労働者の賃金が、公共工事設計労務単価の 8割以上の場合に加点
- 小平市
建設工事における労働者の賃金が、公共工事設計労務単価以上の場合に加点
業務委託における労働者の賃金が、別に定める当該業務の標準的な賃金と認められる額以上を支払っている場合に加点

公契約条例の制定に向けたその他の自治体の動向

- 札幌市
検討を開始
- 国分寺市
国分寺市公共調達条例(案)
平成22年8月 パブリックコメントを実施済み。議会未上程。
多摩市
平成23年8月26日 多摩市公契約制度に関する審査委員会設置
平成23年12月議会条例制定、平成24年4月施行を目指す。
- 相模原市
相模原市公契約条例(案)
平成23年9月 パブリックコメントを実施済み。平成23年12月議会制定、平成24年4月施行を目指す。
- 長野県、奈良県
検討を開始

その他の動き

入札参加資格審査の活用(制限付一般競争入札)

地方自治法施行令

第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。(167条の11で指名競争入札にも準用)

- 大阪府
平成14年4月より 建設工事の入札参加資格申請の際に、障害者雇用促進法規定の障害者雇用率を上回る企業について福祉点を加算して、等級区分を評価 認定している。
- 茨城県
平成20年4月より 入札参加資格申請の際に、法定雇用率以上の障害者を雇用している企業や就業規則に育児休業及び介護休業の定めがある企業について加点して、等級区分を評価 認定している(建設工事 業務委託共に)。

- 旭川市

平成 20年 4月より 障害者雇用、環境対策、男女協同参画、建設業における通年雇用、除雪業務等への積極的対応、地元雇用・地元調達等の取組みを行う企業を社会貢献推進企業とし、申請に基づき、審査・登録を行い、指名競争入札で優先指名を行っている。

総合評価競争入札の活用

公正労働基準（労働政策）、環境配慮（環境政策）、障害者雇用（福祉政策）、男女協同参画（女性政策）、地域要件（中小企業対策）等を加点要素として評価に盛り込むことにより、当該自治体における政策課題を入札・契約を通じて達成することを目指す。

また、建設工事のみではなく、業務委託の入札の際にも活用する。

「価格入札」から「政策入札」へ

- 大阪府

平成 15年より 清掃、警備、駐車場管理、衛生管理の業務委託に総合評価一般競争入札を導入

評価項目	平成 15年	平成 16年	平成 17年
価格評価	70 点	62 点	50 点
技術評価	12 点	16 点	14 点
公共性評価	18 点	22 点	36 点
内、福祉への配慮	13 点	16 点	30 点

- 豊中市

平成 19年より 清掃、警備の業務委託に総合評価一般競争入札を導入

評価項目	平成 19年	平成 21年
総合点	200 点	1000 点
価格評価	120 点 (60%)	500 点
技術評価	24 点 (12%)	135 点
公共性評価	56 点 (28%)	365 点
内、福祉への配慮	39 点	250 点

課題

契約課、発注原課、企画課の事務量が膨大に増えた。」

なお、公共性評価に重きを置く入札方法については、「政策目的部分に極端に厚い配点を付している」とした上で、「入札の経済性原則に抵触しないかが問題」となりうるとし、評価項目に各種政策目的の内容を盛り込むことは、品質との相関を説明することが難しく、総じて慎重であるべきである」との分析もあり(水田国立大学財務・経営センター研究部教授)、価格評価項目、技術評価項目とのバランスについては検討が必要である。

最低制限価格 低入札価格の見直し

変動型最低制限価格制度

例えば、平均入札額の80%を最低制限価格とするなど、実際の入札額によって最低制限価格が変動する方式。

近年採用する自治体が多くなっている。

業務内容が専門的である場合など、自治体において、予定価格の積算に多くの労力が必要となることがあるが、そうした場合には入札 契約事務の効率化につながる。

また、予定価格や最低制限価格が事前公表されている場合に、入札額が最低制限価格に集中し、くじ引きになることも多くなるが、そうした事態を回避できる。

長期継続契約の対象の拡大

平成16年の地方自治法改正により、電気、ガス、水道、電話、不動産賃貸の他にOA機器等のリースや庁舎管理、施設設備の運営管理 保守点検、清掃、警備、給食調理、システム運営管理 保守等の業務委託についても複数年契約を締結できるようになった。

- 旭川市
 - 施設の清掃、警備、受付案内等の業務
 - 設備、機器、物品等の運転管理、維持管理等の業務
 - 情報処理システムの運用、維持管理等の業務
 - 歳入の徴収又は収納の業務
 - 運送又は保管の業務
 - 給食調理の業務
 - 医療事務の業務

先行自治体の事例

自治体名	野田市	川崎市	尼崎市	前橋市	東京都新宿区	東京都江戸川区	山形県	高知市
例規名	野田市公契約条例	川崎市契約条例	尼崎市における公共事業及び公契約の契約制度のあり方に関する基本条例(案)(基本条例) 尼崎市における公契約の契約制度のあり方に関する条例(案)(公契約条例) 尼崎市における公共工事の契約制度のあり方に関する条例(案)(公共工事条例)	前橋市公契約条例(案)	新宿区が発注する契約に係る労働環境の確保に関する条例(新宿区契約事務規則45条の2に基づく)	江戸川区公共調達基本条例	山形県公共調達基本条例	高知市公共調達基本条例(案)
制定等	平成21年9月制定、施行 平成22年9月改正	昭和41年制定 平成22年9月改正 (改正部分 平成23年4月施行)	平成21年9月否決	平成22年6月否決	平成22年7月制定 施行	平成22年3月制定 施行	平成20年6月制定 平成22年改正 (改正部分 平成22年施行)	平成23年8月パブリックコメント受付、意見公開中
目的・理念・基本方針	労働者の適正な労働条件の確保による当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上(1条)	透明性の確保及び公正な競争の促進 談合その他の不正行為の排除の徹底 契約により地球環境の保全その他の市の重要な政策を推進 市内の中小企業者の受注の機会の増大 受注希望者の技術的能力及び社会貢献の取組その他の価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び質が総合的に優れた内容の契約とする。 労働環境の整備(4条)	公共事業(建設工事)又は公契約によって生み出される成果及び提供される公共サービスの質の維持並びに社会的価値(適正な資金及び労働条件、環境保全、人権擁護、障害者雇用、男女の雇用機会の均等)の向上(基本条例2条7号)の向上(基本条例3条) 公共サービス及び公共工事の質を維持するとともに、社会的価値の向上、地域経済の活性化、地域福祉の向上及び雇用の確保を図る。(公契約条例・公共工事条例1条1項) 市内の中小企業や零細企業の経営の実態に必要な配慮を行うものとする。(公契約条例・公共工事条例1条2項) 談合その他の一切の不正な行為の排除、公正な競争の促進、透明性の確保、品質の維持及び適正契約金額の考慮 建設業者等の持つ技術のほか、法令の遵守状況及び社会的価値の向上に向けた取組が適切に評価され、当該評価の結果が入札及び契約の過程に反映される仕組みとしていくものとする。(公共工事条例3条)	労働者への公正な賃金及び適正な労働条件の確保をもって、地域社会を豊かに発展させる公共事業・公共サービスの質の確保に資すること(1条)	公正な競争の促進 地域社会への貢献 地域経済の活性化 地域環境の創造 公平性・公正性・透明性の確保 不正行為の排除の徹底(3条2・3項) 公共工事等は、その地域経済に及ぼす影響について十分に配慮されたものでなければならない。 その発注においては価格、品質その他の条件が総合的に優れた内容の契約がなされるとともに、その契約の適正な履行が確保されたものでなければならない。 建設事業者の技術力のほか、法令の遵守状況、環境保全に関する対策、公共工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても適切に評価し、当該評価を公共工事過程に適切に反映したものでなければならない。(4条)	公正な競争の促進 地域社会への貢献 地域経済の活性化 地域環境の創造 公平性・公正性・透明性の確保 不正行為の排除の徹底(3条2・3項) 公共工事等は、その地域経済に及ぼす影響について十分に配慮されたものでなければならない。 その発注においては価格、品質その他の条件が総合的に優れた内容の契約がなされるとともに、その契約の適正な履行が確保されたものでなければならない。 建設事業者の技術力のほか、法令の遵守状況、環境保全に関する対策、公共工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても適切に評価し、当該評価を公共工事過程に適切に反映したものでなければならない。(4条)	談合その他の不正行為の排除の徹底 公正な競争の促進 透明性の確保 品質及び価格の適正を考慮 建設工事等に係る入札契約制度は、建設業者等の技術のほか、法令の遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても適切に評価し、当該評価を適切に反映するよう配慮したものでなければならない。(3条)	公平性・公正性・競争性・透明性の確保 品質の確保 社会的価値(公正労働基準、環境保全、男女共同参画、人権擁護、障害者雇用等)の向上 地域経済の活性化 雇用の確保
公契約の定義	工事、製造又は業務委託についての請負契約(2条1号)		支出負担行為に基づき行う契約及び指定管理協定(基本条例2条4号)	市が発注する工事、製造等についての請負、業務委託、委任その他の契約及び公の施設の管理の代行(2条1号)				
市の責務			市は、公共事業(建設工事)及び公契約において、契約金額、成果品及び提供されるサービスの質、社会的価値の向上、地域経済の活性化、地域福祉の向上並びに雇用の確保の観点を重視しなければならない。(基本条例4条2項)			区は、公共調達に当たっては、その過程が区民生活の向上に最大限に貢献し、地域経済の活性化に寄与するようにするため、必要な措置を講ずるものとする。(8条) 区は、発注者として自らの能力を向上させるとともに必要に応じて公共調達に関する専門家の活用等必要な措置を講ずるものとする。(10条)		

先行自治体の事例

自治体名	野田市	川崎市	尼崎市	前橋市	東京都新宿区	東京都江戸川区	山形県	高知市
例規名	野田市公契約条例	川崎市契約条例	尼崎市における公共事業及び公契約の契約制度のあり方に関する基本条例(案)(基本条例) 尼崎市における公契約の契約制度のあり方に関する条例(案)(公契約条例) 尼崎市における公共工事の契約制度のあり方に関する条例(案)(公共工事条例)	前橋市公契約条例(案)	新宿区が発注する契約に係る労働環境の確保に関する条例(新宿区契約事務規則45条の2に基づく)	江戸川区公共調達基本条例	山形県公共調達基本条例	高知市公共調達基本条例(案)
受注者の責務	労働者の更なる福祉の向上に努めなければならない。(3条)		事業者は、社会的価値の向上、地域経済の活性化、地域福祉の向上及び雇用の確保に努めなければならない。(基本条例5条1項)			建設事業者(下請、派遣を含む。)は、公共工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に配慮するとともに、地域における社会貢献に努める責務を有する。(6条2項)		事業者及び下請負者(以下「事業者等」という。)は、公共調達において、地域経済の発展、地域福祉の向上及び社会的価値の実現に努める。
公契約の範囲	工事又は製造の請負契約 予定価格5,000万円以上 なお、5,000万円未満であっても総合評価一般競争入札によるときは、15条の規定によりその雇用する労働者の賃金を評価することが原則となる。 業務委託契約 予定価格1,000万円以上のもののうち市長が定めるもの(人件費の比率の高い施設設備の運転管理・保守点検業務、清掃業務、電話交換受付案内業務、施設警備業務、駐車場整理業務に関する契約) その他業務委託契約のうち市長が特に必要であると認めるもの 保健センター、閉宿保健センター及び野田市救急センターの清掃に関する契約 (4条 規則3条) 指定管理協定 (15条 条文上は、指定の際に評価することとなっているが、運用で適格要件となっている。)	建設工事請負契約 予定価格6億円以上 業務委託契約 予定価格1,000万円以上の契約のうち、人件費の比率の高い警備業務、清掃業務、施設維持管理業務、データ入力業務 指定管理協定 (7条1項、規則67条)	支出負担行為に基づく業務委託、請負、委任その他の契約(建設工事請負契約を除く。)及び指定管理協定 予定価格500万円以上 500万円未満の契約(協定については適用除外にできる。) (公契約条例3条) 建設工事請負契約については未定	一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結される契約。ただし、随意契約であっても、その業務対価が市長が別に定める金額を下回る契約については、適用を除外する。(3条) 指定管理協定 (5条 指定の際の要件・基準)	建設工事請負契約 予定価格2,000万円以上 業務委託契約 予定価格2,000万円以上 (2条)			
労働者の範囲	受注者に雇用される労働者 下請負者に雇用される労働者 受注者又は下請負者への派遣労働者 一人親方のうち、資材を調達せず、かつ、機械を持ち込まないことで実質的に日雇労働者と同様の労働者 (5条)	受注者に雇用される労働者 下請負者に雇用される労働者 受注者又は下請負者への派遣労働者 一人親方 (7条1項)	受注者に雇用される労働者 下請負者に雇用される労働者 受注者又は下請負者への派遣労働者 (公契約条例7条)	受注者に雇用される労働者 下請負者に雇用される労働者 受注者又は下請負者への派遣労働者 (4条1項)	建設工事請負契約の場合は、受注者に雇用される労働者 下請負者に雇用される労働者 受注者又は下請負者への派遣労働者 業務委託契約の場合は、受注者に雇用される労働者			

先行自治体の事例

自治体名	野田市	川崎市	尼崎市	前橋市	東京都新宿区	東京都江戸川区	山形県	高知市
例規名	野田市公契約条例	川崎市契約条例	尼崎市における公共事業及び公契約の契約制度のあり方に関する基本条例(案)(基本条例) 尼崎市における公契約の契約制度のあり方に関する条例(案)(公契約条例) 尼崎市における公共工事の契約制度のあり方に関する条例(案)(公共工事条例)	前橋市公契約条例(案)	新宿区が発注する契約に係る労働環境の確保に関する条例(新宿区契約事務規則45条の2に基づく)	江戸川区公共調達基本条例	山形県公共調達基本条例	高知市公共調達基本条例(案)
労働者の賃金等	市長は、次に掲げる額を勘案して賃金等の最低額を定める。(6条) -工事又は製造の請負の契約 公共工事設計労務単価(基準額) 業務委託契約 労務職員の用務員(18歳)の初任給 建築保全業務労務単価その他の公共機関が定める基準等 本市が既に締結した業務委託契約に係る労働者に賃金等 *なお、 については、その8割の額(規則4条)	市長は、毎年、次に掲げる額を勘案して作業報酬下限額を定める。(7条2項) 建設工事請負契約 公共工事設計労務単価 業務委託契約及び指定管理協定 生活保護基準 市長は、作業報酬下限額を定めようとするときは、川崎市作業報酬審議会の意見を聴かなければならない。(7条3項) *なお、23年度の建設工事における作業報酬下限額は労務単価の9割の額	市長は、次に掲げる額を勘案して賃金の最低額を定めることができる。(公契約条例8条2項) -支出負担行為に基づく業務委託、請負、委任その他の契約(建設工事請負契約を除く。)及び指定管理協定 行政職(高校卒業)に適用される初任給基準 -建設工事請負契約については未定	受注者及び下請業者並びに労働者を派遣する者は、労働者に支払われる賃金額を、次に掲げる額を勘案して市長が決定する額を下回らないものとしなければならない。(6条1項) -工事又は製造の請負の契約 公共工事設計労務単価(基準額) 業務委託及び物品契約並びに指定管理協定 同種の職に従事する市職員に対して支払われている賃金(諸手当を含む。) 市内在住の事業所に勤務する同種の職の労働者に適用されている労働協約等 市長は、この賃金額を決めるに当たり、審議会等を設置するなどして、毎年、同時期に市が指定する利害関係のある労働者を代表する者、労働者を使用する者及び学識を有する者の意見を聞かなければならない。(6条2項)	次に掲げる額を参考とし、最低賃金水準額を別途定めるものとする。(5条2項) 建設工事請負契約 公共工事設計労務単価 業務委託契約 技能労務職員に適用される初任給額 *なお、23年度の建設工事における最低賃金水準額は公共工事設計労務単価の8割の額 業務委託の場合は初任給相当額			
労働者への周知	受注者は、次の事項を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することによって労働者に周知しなければならない。(7条) (1)条例が適用される労働者の範囲 (2)市長が定める賃金等の最低額 (3)労働者が賃金等に係る申出をする場合の連絡先	受注者は、次の事項を事業場の見やすい場所に掲示し、又は労働者に当該事項を記載した書面を交付すること。(8条3項) (1)対象労働者の範囲 (2)作業報酬下限額 (3)作業報酬に係る申出をする場合の申出先 (4)労働者が作業報酬に係る申出をしたことを理由として、当該労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。	事業者は、次の事項を事業場において掲示し、又は労働者に書面により周知しなければならない。(公契約条例10条) (1)労働基準法に規定する所定の労働時間、休日、時間外及び休日の労働等に関する事項 (2)8条2項の規定により市長が定めた賃金の額の最低額 (3)使用者の代表者及び指揮命令の責任者の氏名及び連絡先	受注者は、事業場の見やすい場所において、常時次の事項を掲示して、労働者に周知を図らなければならない。(9条) (1)この条例により定められた賃金額 (2)所定労働時間 (3)所定休日 (4)下請負者、労働者を派遣する者に雇われている者の氏名 (5)責任者の氏名及び連絡先				
受注者の連帯責任	受注者は、下請負者及び労働者を派遣する者(以下「受注関係者」という。)が労働者に対して支払った賃金等の額が市長が定める賃金等の最低額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。(8条11項)	受注者は、労働者(下請、派遣を含む。)に作業報酬下限額を下回る報酬額しか支払われていない場合は、報酬が支払われるべき日から14日以内に、その差額分を受け取れるようにすること。(8条5項)		受注者は、次の掲げる金額について、下請負者及び労働者を派遣する者と連帯して労働者に支払う義務を負う。 (1)当該労働者に支払われた賃金 が、この条例に基づき定められた賃金を下回った場合における、その差額賃金 (2)法令又は労働契約に基づき支払義務であって、公契約に従事したこと起因し発生した金額 (8条)				
雇用継続の確保			市は、業務委託等契約の締結又は指定管理者の指定に当たっては、これまでその業務に従事してきた労働者のうち希望するものの雇用の確保が継続されるように努めなければならない。(公契約条例4条3項)	市は、公共サービスの質及び業務の継続性の確保のため、これまでその業務に従事してきた労働者の雇用が継続されるよう努めなければならない。(5条2項)				

先行自治体の事例

自治体名	野田市	川崎市	尼崎市	前橋市	東京都新宿区	東京都江戸川区	山形県	高知市
例規名	野田市公契約条例	川崎市契約条例	尼崎市における公共事業及び公契約の契約制度のあり方に関する基本条例(案)(基本条例) 尼崎市における公契約の契約制度のあり方に関する条例(案)(公契約条例) 尼崎市における公共工事の契約制度のあり方に関する条例(案)(公共工事条例)	前橋市公契約条例(案)	新宿区が発注する契約に係る労働環境の確保に関する条例(新宿区契約事務規則45条の2に基づく)	江戸川区公共調達基本条例	山形県公共調達基本条例	高知市公共調達基本条例(案)
報告及び立入検査	市長は、労働者から賃金等に係る申出があったとき及び必要があると認めるときは、受注者等(下請、派遣を含む。)に対し報告を求め、又は立入検査を行うことができる。(9条 1項)	受注者は、労働者(下請、派遣を含む。)の氏名、従事する職種、作業報酬下限額、従事した時間、作業報酬の額及び支払われるべき日等を記載した台帳を、当該労働者の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置くこと。また、その写し市長等に提出すること。(8条 11項・2項) 労働者は、作業報酬下限額以上の作業報酬が支払われていないときは、市長等又は受注者にその旨の申出をすることができる。(9条) 受注者は、申出を受けたときは誠実に対応し、また、そのことを理由として、当該労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。(8条 4項・6項) (なお、対応後、その内容について速やかに市に報告する。(特定契約に関する手引)) 市長等は、労働者から申出があったとき又は必要があると認めるときは、受注者に対し、報告を求め、又は立入検査を行うことができる。(10条 1項) 市長等は、受注者からの報告又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、受注者を除く(使用者(下請負者、派遣業者)に対し、報告を求め、又は立入検査を行うことについて、協力を求めることができる。(10条 2項)	市は、受注者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査等を行うことができる。(公契約条例11条 1項) 市は、労働者からの意見の申出(苦情を含む。)があった場合には、事情聴取や調査を実施する等、改善に向けた措置を講じなければならない。(公契約条例11条 2項)	市長は、労働者から賃金等労働条件に係る申出があったとき及び必要があると認めるときは、受注者に対し報告を求め、又は受注者等(下請、派遣を含む。)に対して立入検査を行うことができる(10条 1項・2項)	受注者は、労働環境に関し、チェックシートに記入し、契約締結後速やかに提出するものとする。(3条) 区は、チェックシートの内容に疑義が生じたときは立入調査を行うことができるものとする。(4条、契約書特記事項 1項)			
是正措置	市長は、受注者等(下請、派遣を含む。)が条例に違反した時は速やかに是正の措置を講ずることを命じなければならない(なお、下請・派遣業者が最低賃金を支払っていない場合は、受注者に対しても是正措置命令を行う)。(10条 1項) 受注者等は、速やかに是正措置を講じ、市長に報告しなければならない(命令到着日の翌日から7日以内)。(10条 2項)	市長は、受注者に条例違反が認められた場合は、是正措置を講ずることを求め、受注者は速やかに是正措置を講じて、市長に報告しなければならない。(8条 8項)	市は、受注者に条例違反の事実が認められた場合は、是正を求めなければならない。(公契約条例11条 3項)	市長は、受注者等(下請、派遣を含む。)について、条例違反の事実が認められた場合は、速やかに是正措置を講ずることを命じなければならない。(12条 1項) 受注者等は、速やかに是正の措置を講じ、市長に報告しなければならない。(12条 2項)	区は、調査の結果、労働環境が不適切であると認められる場合は、その是正を指示し、受注者は、是正内容の記載した報告書を新宿区に提出するものとする。(4条、契約書特記事項 2・3項)			
公契約の解除等	市長は、受注者等(下請、派遣を含む)が、報告や立入検査を阻むなどした場合や是正措置命令に従わない時は契約を解除し、指名を停止することができる。(11条 1項)	市長等は、受注者が、報告や立入検査を阻むなどした場合や是正措置命令に従わない時は契約を解除し、指名を取り消し、また、指名を停止することができる。(8条 9項)	事業者が是正の求めに応じないと認められる場合は、評価点の一定期間の引下げ又は契約の解除若しくは指定の取消若しくは指名の停止を行うことができる。(公契約条例11条 4項 2・3号)	市長は、受注者等(下請、派遣を含む)が、報告や立入検査を阻むなどした場合や是正措置命令に従わない時は契約を解除し、指名を停止することができる。(12条 3項・6項)	区は、受注者が是正措置命令に従わない時は契約を解除し、指名を停止することができる。(4条、契約書特記事項 4項)			

先行自治体の事例

自治体名	野田市	川崎市	尼崎市	前橋市	東京都新宿区	東京都江戸川区	山形県	高知市
例規名	野田市公契約条例	川崎市契約条例	尼崎市における公共事業及び公契約の契約制度のあり方に関する基本条例(案)(基本条例) 尼崎市における公契約の契約制度のあり方に関する条例(案)(公契約条例) 尼崎市における公共工事の契約制度のあり方に関する条例(案)(公共工事条例)	前橋市公契約条例(案)	新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱(新宿区契約事務規則45条の2に基づく)	江戸川区公共調達基本条例	山形県公共調達基本条例	高知市公共調達基本条例(案)
公表	市長は、公契約を解除した場合又は契約終了後に受注者等に条例違反が判明した場合は公表するものとする。(12条)	本条例及び施行規則では規定されていない。	市長は、事業者が是正の求めに応じないときは、当該事業者名等を公表することができる。(公契約条例11条 4項 1号)	市長は、公契約を解除したときは、当該受注者名を公表するものとする。(12条 5項)				
作業報酬審議会等		11条		別に定める。				
指定出資法人等の契約		指定出資法人は、市に準ずるよう努め、市は指導又は助言を行うものとする。(12条)						
要件及び評価基準の設定と報告、公表			市は、あらかじめ、4条 2項規定の公契約で重視する観点について評価基準を定め、受注希望者に対し当該評価基準に基づき評価を行い、公表を前提にその結果を報告するよう求めなければならない。(基本条例 7条 1項) 市は、評価基準及び報告結果を公表しなければならない。(基本条例 7条 2項、公契約条例 5条) 業務委託等に係る入札及び選定並びに指定管理者の指定を行う当たっては、次の事項を評価基準に加えるなければならない。 (1)社会的価値の向上、地域経済の活性化及び地域福祉の向上に果たす貢献の度合い (2)雇用の確保及び労働者の適正な配置に向けた措置 (3)業務の遂行能力及び良質な公共サービスの提供に向けた措置 (公契約条例 4条 1項)	市は、入札及び指定管理者の指定に当たり、次の事項を入札 応募の要件 基準としなければならない。 (1)業務に従事する労働者への公正な賃金及び適正な労働条件の確保 (2)業務の専門性、労働者の適正な配置及び質の高い公共サービスの提供 (3)環境、人権及び地域経済への貢献 (5条 1項)				
市への報告書類	支払賃金報告書、賃金台帳、給与明細書、履行体制表、労働者への周知書類、就業規則等	作業報酬台帳			労働環境チェックシート			